

令和5年度 江別市立江別第三中学校の部活動に係る方針

1. 方針策定の趣旨

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化芸術に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として教育的意義が高い。

部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るなど、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する必要がある。

また、教員が、健康でかつやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するために、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的で効率的・効果的に行われる必要がある。

令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁は、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として全面的に改定を行った。この国のガイドラインに則り、「江別市立学校に係る部活動の方針」に基づいて、本校の学校教育目標を踏まえた上で、「江別市立江別第三中学校の部活動に係る方針」（以下、本方針）を策定する。

2. 部活動の目標

- (1) 部活動を実施することにより、向上心・自己肯定感・自主自立などの心を養う。
- (2) 運動部では体力の向上を図り、文化部では芸術を愛する心を育む。
- (3) 異年齢集団での上級生と下級生の望ましい人間関係を構築する。
- (4) 技術の向上だけではなく、目標に向けて努力する大切さや、集団活動を通しての相互尊重の心や団結力等を培う。

3. 適切な運営のための体制整備

(1) 設置する部活動

本校は、今年度、次の部活動を設置する

＜運動部＞

- ・野球部・男女バスケットボール部・男子バドミントン部・女子バドミントン部
- ・男女卓球部・男女剣道部

＜文化部＞

- ・美術部・マンドリン部・パソコン部

(2) 部活動に係る相談・要望の窓口

校内に「部活動に係る相談・要望の窓口」を次のように設置する。

＜連絡先＞

〒067-0005 江別市牧場町21番地

TEL011-382-2080 fax011-382-2086

担当 江別第三中学校教頭

(3) 年間の活動計画、毎月の活動計画及び活動実績の作成・提出

各部の顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。また、月ごとに係が実績をまとめる

(4) 指導・運営に係る体制の構築

生徒や教員の数を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部の設置をし、また顧問の複数担当制とする。

また、生徒指導の視点に立った部活動運営に努めるとともに、部活動を顧問任せにせず、学校全体に開かれたものとするよう、部活動の活動状況や生徒の状況等を交流する場（部活動委員会、顧問会議等）を設ける。

4. 合理的かつ効率的・効果的な活動推進のための取組

部活動の実施に当たっては、生徒の体調変化、気象条件や気温、湿度などの環境の変化に十分に注意するとともに、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

5 適切な休養日の設定

(1) 休養日の設定

◎全ての部活動は、原則として、休養日を「年間104日以上」設定する。

また、定期的な休日を設定する。（最低でも7日に一度以上）

- ・ 学期中の休養日については、週あたり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は、少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・ 週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。なお、マンドリン部については、三稜祭、研究会、地域行事等への参加も大会と同様の扱いとする。
- ・ 長期休業中及び連休中においても、学期中に準じた扱いを行う。
- ・ 長期休業中は生徒が十分な休養を取ることができ、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・ 3日以上連続では、原則1日以上部活動休養日を設ける。

○定期試験等への対応

- ・ 定期テストの3日前から部活動休養日とする。
- ・ テスト期間中の部活動の中止は、週2日の部活動休養日とすることができる。

○その他

- ・ 長期休業中に、まとめて代替の休養日を設定しても良いこととする。
- ・ 長期休業中の学校閉庁日（年間9日以上）は、部活動休養日とする。
- ・ 平日の休養日に、できるだけ会議・研修等を実施し、時間を有効かつ合理的に使っていくとともに、働き方改革の推進として、在校等時間の短縮を図る。また、月2回以上の定時退勤日（定時退勤日は原則部活動休養日）を設け、年間計画に位置づけていく。原則、学校便りや学校HPに示し、保護者地域の方に周知する。

（２）活動時間の設定

＜１日の活動時間＞

- ・ 平日は２時間程度とする。
- ・ 学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・ 大会等の当日において、活動時間が３時間以上になる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定する。

６．生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（１）部活動の設置・統廃合

- ・ 生徒と部活動顧問の負担が過度にならないよう適正の数の部活動数を設置する。
- ・ 生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動の設置について検討する。なお、部活動の設置や統廃合について、校内でのガイドラインを作成し、生徒や保護者の理解のもと、長期的な見通しをもって行う。

（２）合同チーム等の編成

- ・ 合同の部活動の取組について、生徒と顧問の負担が過度にならないことを考慮した上で、実施の可否については校長の承認を得ることとする。校長は、関係する校長等と協議の上、教育課程との関連を勘案して、実施の可否を判断する。
- ・ なお、移動時間は活動時間には含めないが、生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるような配慮の元での練習時間・練習回数とする。

７．指導上の配慮事項

- （１）生徒の記録や技能の向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化等の活動に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分にとり、顧問と生徒の信頼関係作りを活動の前提とする。
- （２）生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう工夫し、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。また、生徒の資質・能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等適切な集団作りを行う。
- （３）大会・コンクール・練習の見学などを含めて保護者への理解を深め、学校と家庭が連携しながら部活動に取り組めるよう環境づくりに努める。
- （４）気象庁の警報（高温多湿、暴風雪、大雨、大雪、落雷等）のほか、学校安全に関わる情報があるときには、原則として活動は行わない。

８．その他

本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。